

女給が輝いていた昭和：近代日本のカフェ文化（2）*

山路 勝彦**

1 昭和のカフェを望む

ジャーナリストとしての視点から昭和日本の民衆史を描いた村嶋帰之には『歓楽の王宮 カフェー』という著作がある。タイトルが表すようにカフェを主題とした著作である。その著作の冒頭は「民衆は、皮肉よりもデリカシーを愛する」という一文から始まり、続いて「デリカシーのない処には、民衆は集まらない。美と、愛と、光と、彩の混融した雰囲気であってこそ、民衆は初めて肺の底からの呼吸をする。盛り場は、正にその雰囲気を持っている」（村嶋 1929 a (2004 : 227)）という文言が添えられている。まさにこの書き出しは、ネオンサインがかがやき、ジャズのけたたましい音響を鳴り響かせて、人々を夜の街へ誘い出そうとする、昭和初頭の都市の息吹を感じさせる。この著書のなかで、村嶋は「カフェー気分」という言葉を操って、「エロ・グロ・ナンセンス」と形容される時代の都市住民の日常的な風俗誌を描き出すのに心血を注いでいた。「カフェー気分」とはカフェに浸った時に感じる恍惚的な雰囲気を指して、村嶋の表現を使えば、それは「蠱惑的な女給の嬌声と、エロティックなその媚態と、刺激的なその服装……それ等から発散するところの魅力に富んだ空気」そのものにほかなら

ない（村嶋 1929 a (2004 : 232)）。

昭和期のカフェを論じた村嶋は、江戸時代の町人文化との比較を怠らなかったことも確認しておく必要がある。拘束の多い江戸期の「遊女文化」はすでに衰退し、昭和期の都市生活で成立したのが「女給文化」だと言う。カフェでは料理と酒とともに女給によるもてなしを受けるが、料理と酒は付随的なもので、なによりも女給の存在が大切であり、カフェに人々が通うのは女給との「恋愛気分」を味わうためである。村嶋の表現では「女給を食べに」（村嶋 1929 a (2004 : 251)）行くところ、それがカフェである。だが、村嶋の女給論を考究する前に、ここでいったん立ち止まって昭和期のカフェについて整理するところから始めたい¹⁾。

カフェ営業を管轄する機関は内務省警保局、すなわち警察である。この警保局は大正 13 年に遊廓、興行などを含め、全国的規模で大掛かりな風俗関係の統計調査を開始し、その営業実態の調査結果を大正 15 年 3 月に『第一回警察統計報告』として公表した。だが、この時点ではカフェは対象外であった。カフェの実態調査が報告されたのは昭和 4 年からであって、その年に北海道から沖繩に至るまでの都道府県を対象としたカフェ女給の実数が公式に発表された。第 1 表は昭和 18 年 3 月に至るまでに刊行された『警察統計報告』の

*キーワード：女給、カフェ、昭和の時代、エロス、売淫、職業婦人、社交ダンス

**関西学院大学名誉教授

1) 警視庁は、昭和 8 年 1 月には法制化し、「特殊飲食店営業取締規則」（警視庁令第二号）として発令した。その第一条でカフェは次のように定義された（内務省警保局編 1934 : 1-2、『カフェーと女給』、東京：内務省警保局）。「本令ニ於テ特殊飲食店ト称スルハ其ノ名称ノ如何ヲ問ハス洋風ノ設備ヲ有シ、婦女カ客席ニ待シテ接待ヲ為ス料理屋又ハ飲食店ヲ謂フ。洋風ノ設備ヲ有セサルモノ雖モ、其ノ業態ニ依リ特殊ノ取扱ヲ必要ト認ムルトキハ本令ノ規定ヲ適用スルコトアルヘシ」（句読点を適宜、打っている。傍点は筆者）この定義にあるように、カフェは喫茶店、レストランとは区別され、①洋風の設定、②女性が客席に待すこと、③料理屋又は飲食店、という三要素を原則として備えた営業所のことである。

第1表 カフェ／バーの女給の人数の変遷

調査時期	カフェー女給	カフェー及バー	カフェー及バー 女給	喫茶店	
昭和3年12月末日					この年度、記載なし
昭和4年12月末日	51,559				『第六回警察統計報告』
昭和5年12月末日		27,532	66,840		『第七回警察統計報告』
昭和6年12月末日		27,041	77,381		『第八回警察統計報告』
昭和7年12月末日		30,598	89,549		『第九回警察統計報告』
昭和8年12月末日		35,200	99,312		『第十回警察統計報告』
昭和9年12月末日		37,056	107,478		『第十一回警察統計報告』
昭和10年12月末日		36,202	109,335		『第十二回警察統計報告』
昭和11年12月末日		34,971	111,700		『第十三回警察統計報告』
昭和12年12月末日		32,813	111,284		『第十四回警察統計報告』
昭和13年12月末日		31,289	98,437		『第十五回警察統計報告』
昭和14年12月末日		29,064	91,946		『第十六回警察統計報告』
昭和15年12月末日		25,623	76,930		『第十七回警察統計報告』
昭和16年12月末日		21,156		12,433	『第十八回警察統計報告』

出典：内務省警保局編 1930-1941『警察統計報告』（第5回 - 18回）、（復刻版：日本図書センター、1993-1944）

ただし、各年度の出典は右欄に記載。

数字の単位は示されていないが、「カフェー／バー」は軒数、「カフェー／バー女給」とは女給の人数と判読される。

「喫茶店」という分類が出現したのは昭和16年で、単位は明記していないが、数字は軒数と思われる。

年次報告である²⁾。カフェ（バーを含む）は昭和7年から13年まで30,000店舗で推移し、女給は10万人台を維持していた。特に注目すべき数値は女給数で、昭和4年と比較して、女給数は昭和9年に至ると倍増していることになる。昭和3年以前には警視庁による公式発表がないので、はっきりとした断定はできないものの、ちょうど村嶋婦之の著作が公刊された以後はカフェは大衆化した存在になっていて、もはや明治期に見られたような文士たちの集会所ではなくなっていたという、その当時の状況を表している。

大正末から昭和初頭にかけてはカフェが社会問題として新聞紙上を賑せていた時期であった。もちろん、明治期にカフェが出現した直後から新聞紙上を賑せていたのだが、「エロ・グロ」という用語に代表される世相を受けて、この時期のカフェは独特な形態をとり、とりわけ女給という存在

が人目を惹く派手な存在へと変貌していった。警察当局からすれば、この時期の女給は監視の眼を緩めてはいけない対象であった。大正13年9月に出された警視庁保安部長による通牒からは、風俗紊乱が社会に悪影響を及ぼしかねないと危機感を抱いた警察官僚の姿が読み取れる³⁾。ついで昭和4年9月7日、警視庁保安部長は各警察署長あてに「カフェーバー等取締ニ関スル件」を発令して、本腰を入れて対応策を講じようとする当局の態度がいつそう鮮明になる。その通牒は、「客ヲシテ容易ニ享樂の気分ニ陶醉」させ、「女給ヲシテ恣ニ痴態」を曝け出すカフェやバーの取締りを促す内容である。そのために「取締要綱」が作成された。それは、カフェやバーが享樂を追い、営業方法や構造設備で淫蕩的、挑発的気分を唆るうえに、女給は痴態を露わにしていると認識し、全国の警察官は厳正に対処すべきだ、とする

2) 内務省警保局編 1934『カフェと女給』では、昭和4年のカフェ数は21,806であった。警保局の公表数であっても、第1表と第2表とでは、昭和8年以降の「カフェー数」が違う。この差異は、昭和8年以降に新たに「バー」という単位を打ち立てて、カフェーと合算し、「カフェー及びバー」という範囲を打ちたてた結果の数字と解釈される。

3) カフェに対する法的規制はさほど古いものではない。大正13年9月に警視庁保安部長は「飲食店営業取締ニ関スル件」という通牒を出し、風俗を害する行為があれば、警察命令で取締するよう要請している。その命令には、営業時間を夜12時までとし、また営業場所でのダンスを禁止し、「雇女」（後の女給のこと）は土地ごとの状況に応じて決めることが指示されていた。昭和4年9月には、本文にあるように、「カフェーバー等取締ニ関スル件」と題した通牒が出ている。

内容である。カフェが淫蕩に満ちた巢窟で社会に対して挑発的であるという警察の観点はひとまず脇に置き、まずはその「取締要綱」を紹介しておく。「取締要綱」の内容は、①新規営業の許可条件、②営業所の構造、設備、③営業者の遵守する事項に大別されるが、ここでの議論と関連する箇所を以下のように整理しておく（編集復刻版2003『売買春問題資料集成（戦前編）』18巻、：228-229）。

- 1、営業所の構造、設備
 - 1) 別室又は隔壁にして風紀を紊るの結果に陥り易きもの
 - 2) 客用の浴槽を設くるもの
 - 3) 客室の照明にして著しく暗きもの、又は異様に渉るもの
 - 4) 営業所内に舞台を設くるもの
- 2、営業者の遵守する事項
 - 1) 営業時間は午後十二時を越えざること
 - 2) 舞踏又は演劇、活動写真（幻燈を含む）舞踊其の他興行に渉り、若は之に類する行為を為し又は為さしめざること
 - 3) 甚だしく附近に迷惑をおよぼす高声の楽器を使用せざること
 - 4) 飲食物の料金を表示すること
 - 5) 身許不詳なる者を雇いざること
 - 6) 客の誘引を為し又はなさしめざること
 - 7) 雇女をして客と同伴外出せしめざること
 - 8) 雇女をして芸妓類似行為をなさしめざること
 - 9) 客の求めなき飲物品を提供し、又は食券招待券等の押売をなさしめざること
 - 10) 雇人より出銭其の他名義の如何を問はず金銭物品を徴収せざること

遵守すべき項目を並べて見ていけば、警察の取締方針がすぐに分かる。第一に挙げられている「営業所の構造、設備」が何を意図しているのかは、容易に判断できる。暗い密閉空間での接触の規制も、風紀上の観点からの取締であることは、すぐに分かる。「営業時間は午後十二時を越えざること」とは、交通機関が止まった深夜以後の行動に規制をかけたに等しい。特に重要な事項は、

「舞踏又は演劇、活動写真（幻燈を含む）舞踊其の他興行」に触れられていることで、この規則はカフェでの社交ダンスの禁止に照準が当てられていた。かくして、「良俗公序」を維持するため、風紀紊乱の源泉になる恐れがあると判断されれば、取締りの対象とみなされてしまう。昭和初期頃、カフェが一般的になればなるほど規制は厳しくなっていくが、これに歩調を合わせ、社交ダンスへの規制も厳しくなっていく。これについては、後に議論したい。

この警視庁の通牒を受けて各県の警察署は、それぞれの管轄下の警察官にカフェの取締りに従うよう指令を出す。この発令を受けて、『大阪朝日新聞』（昭和4年10月11日）は「いよいよけふ出た。厳しいカフェ取締令／来る廿日から一斉に実施する」という見出しで報道していて、カフェ業者に注意を促している。とりわけ、深夜営業の取締は大きな反発を呼んだようである。この通達から少し経過したころ、詩人のサトウハチローは警視総監、丸山鶴吉に「警視総監に與ふる書」と題して一筆したためている。風俗営業に厳しい態度で臨んでいた丸山鶴吉の暴力団対策に敬意を払いながら、カフェ酒場の営業時間を真夜中零時までにしたことに書面で異議を申し立てたのである。深夜のカフェ営業を禁止することで、帰宅でき損なった客と女給との間で情欲の世界がかえって広がったし、終電は「女給電車」とさえ陰口がつかれているとサトウは指摘し、営業時間の延長を進言する（サトウ1931:63）。もっともサトウの言い分はこれだけではない。サトウにはかつてレコードの小唄を製作したところ、猥褻だとして押収されたことがあって、それへの抗議でもあった。これに対して、サトウハチローという有名作家を前にしては警視総監といえども無視できなかったのであろうか、総監はさっそく返答している。その抗議は各方面から寄せられているが、「エロ増長を防止する」ためには、「大局を制し」ていく必要があり、この処置は「厳肅に立派に清い所として維持していくといふ方針」に基づく、との答えであった（マルヤマ〈丸山〉1931）。

警視庁の方針に応じて各府県の警察もカフェ対策を整えていく。公娼制の廃止を求める「廓清会」はカフェ取締りに深い関心を持っていて、その

機関紙、『廓清』で各県の取組を詳細に紹介している。大筋において警視庁の通牒と変わりが無いが、細部では補足事項が加わっていた。例えば大阪府では、業務上の制限として、以下のような事項が付加されている（筆者不明 a 1929:38-39）。女給に対する規制がいつそう強まったのである。

- 1、営業者をして客の接遇にあたらしむべき女給を雇入れたる場合は、五日以内に左記事項を届出しむること（解雇又は届出事項を変更を生したるとき、亦同し）
 - (1) 本籍、住所、氏名、生年月日、(2) 医師の健康証明書、(3) 女給との契約事項
- 2、前項の届出に接したるときは、公安風俗を紊り若は衛生上不適當の者にあらざるやを調査するは勿論、爾後に於ても常に視察を厳密にし、該当事ありたる場合は就業停止、或は解雇を命すること
- 3、女給より所謂罰金、其他名義の如何を不問ず、金銭物品の徴収せしめざること

このような警察や行政側のカフェに対する厳しい規制は、裏を返せば、人々の間での「遊蕩気分」の広がりを物語っている。昭和初期には、カフェを舞台にしたり、あるいは女給を主人公にした文学が多く出版されたのは、都市住民の間で享楽気分が広がり、身近になったカフェが日常生活の一部になったからである。『婦人公論』、『婦女界』、『主婦の友』などの女性誌は好んでカフェを主題にした特集を組んでいた。女性の社会進出、余暇を楽しむ企業従事者、カフェは人々の生活に入り込み、カフェでの人々の行動は最新の流行の発生源にさえなっていた。

2 カフェと社会現象

1) 広津和郎と『女給 小夜子の巻』

昭和初期の世相を代表とする風物詩としてのカフェ、そして主人公としての女給、その女給が繰り広げる人間模様。連日のように大手新聞がこぞってカフェを題材とした記事を社会面に掲載していた事実は、時代の風物誌としてのカフェが人々の日常生活で大きな意味を持ってきたことの明白

な証明である。この世相を反映して、カフェ、そして女給を題材とした小説が多く読者を獲得する現象が出現した。その代表とせば、北海道出身の女性をモデルにし、周囲の人々の情念を描いた広津和郎の『女給 小夜子の巻』である。著名な作家、広津和郎は時代の最先端に立って活躍し、『婦人公論』で昭和5年8月から翌6年3月にかけて「女給 小夜子の巻」を連載した。その小説は評判となり、その続編として昭和6年4月から翌7年2月にかけて「女給君代」を著わしている。いずれの連載小説も好評で、『女給 小夜子の巻』（1931年、中央公論社）、続いて『女給君代』（1932年、中央公論社）が単行本として出版された。

広津和郎と言え、この数年前に『中央公論』（1926年3月号）で、「さまよえる琉球人」という小説を発表している。だが、内容の出来栄とは次元を異にし、表題の「さまよえる」という表現はいささかの誤解を招いてしまった。主人公の沖縄出身の青年が上京した際、青年の態度があまりにも自嘲的、より正しく言えば、自己卑下した態度の持ち主として描いたことに、誤解の原因があった。発売後ただちに、この表現に対して猛反発したのは「沖縄青年同盟」であった。こともあろうに沖縄青年に自己卑下した言葉を使わせたことに、貧困にあえぐ沖縄県人に対する差別が潜んでいるのではないかと批判を浴びせかけたのである。広津はこの抗議を受け入れ、謝罪することで、この「事件」は収束した（中程1994）。広津にとっては思いがけない痛手となったが、善意に解釈すれば、この「事件」を通して広津は社会派の作家として育っていく土台を築いたことになる。

広津が女給を題材にした小説も、基本的には「さまよえる琉球人」と同じ立場の延長線上にあった。カフェの女給という社会的立場からすれば弱者として位置づけられたにしても、なおかつ生活者として活動する女を描き出すことにあった。『婦人公論』に連載され、その後、中央公論社から単行本として出版された『女給 小夜子の巻』のあらすじを語ることから始めよう。主人公の小夜子は北海道から東京に出てきて、銀座にあるカフェ・T（カフェ・タイガ）に女給として勤め

る。ここは、菊池寛をモデルにした詩人の吉水薫がしばしば通っていた一流のカフェであって、小夜子にチップをはずむなど、吉水は面倒見がよかった。さらにもう一人、相良と名乗る若い社員もいつも来て、小夜子にチップをはずんでいた。物語はこの相良との間をめぐる展開する。相良は何度も通って贈り物をしながら、ついには小夜子に結婚を迫った。あまりの執拗さに小夜子は故郷の北海道に逃れるが、相良はその後を追って行く。だが、小夜子の拒絶にあい、悲観して相良は自殺を図る。それは未遂に終わるが、その出来事について警察からは事情聴取されてしまう。疑い晴れて小夜子は再び東京に旅立ち、吉水の紹介で銀座のカフェ、シャノアールに勤める。

このシャノアールは大阪の大資本が設立したカフェで、ピカピカの大石の円柱が立ち、店の真ん中には大きな塑像が飾ってあるという、大掛かりで立派な店構えをしていた。しかもエロを売り物にしていて、当時は銀座一の評判を取っていた。こともあろうに、自殺未遂の相良が今度はそのシャノアールに来て、小夜子を見つけると、今までの怨念をぶちまけるかのようにして顔を殴る行為に出る。それから三日後、警視庁に小夜子は連行される。理由は、相良に対して結婚詐欺を働いたからだということで、相良の自殺未遂は小夜子の行動に原因があるとの訴状の説明をそこで受けた。小夜子は刑事の取り調べに負けていなかった。刑事に向かって、相良の言い分は身に覚えのない、言いがかりにすぎないと強い調子で、こう言う。

お客様に愉快地にサービスするのがあたし達の義務でもあり、商売でもあるんですの。……ひるきにして下さるお客様を大切に、少しでもチップを多く貰ふのが、それがあたし達には大切なんですからね。……来るお客様、来るお客様が、みんな、色餓鬼見たやうなものなんですからね。一つの女を物にしてやろう、この女を物にしてやろうと、どの客の顔も、あたし達の誰かを狙ってあるんですからね。女給が凄いかお客様が凄いか、ほんたうのところを、あなた方に調べて頂きたいわ（広津 1931: 253）。

こうした会話が交わされるなかで、小夜子のすごい剣幕に押され、色恋沙汰に狂ったかのような相良の身勝手さを認め、刑事はしだいに小夜子の主張に同調していく。無罪放免になった小夜子は警視庁の廊下でチャールストンを踊りながら、帰宅の途についた。警視庁という権力機関の建物のなかで軽やかに身をこなす場面は、社会派作家としての広津の反骨ぶりを印象づけるものであろう。それにもまして広津が取り組んだ課題は、セクシャリティの問題であった。「色餓鬼」という言葉は、女給の身体に対する男客の性的欲望を表現している。現代風の表現に置き換えれば、男の視線に眼差ざされた女の身体性を題材にしたことになろうか。ここで広津は、セクシャリティをめぐる生じた男女間の差異、すなわち眼差しをめぐる権力関係を論じて見せる。それは、女給・小夜子を通して語らせた次の一文である。女給は一見して男に媚を売る職業と考えられているが、社会的に弱い立場でも、自活する方途を見つけようとする女が強調された文章である。

小説家も司法主任も政治家も、実際、教育家さへも、みんな結託して、男の個人主義的欲望のためには、女を蹂躪することに、協同戦線を張ってゐる、と云つてやりたくりますわ。今のやうに女を押しつけて、無力なか弱いものに作って置きながら、女を蹂躪することには、男共が互に暗黙の間に、お互の非を庇ひ合つてゐる時に、女は何処に訴へたらばいいのです。女は無力でか弱い。さういふものに作られてしまつてゐるとしたら、女がその唯一の資本である「若さ」によって、たとひ男からお金を貰つたとしたつて、それは同情こそすべきものであれ、怪しからんと云つて、頭ごなしにやつつけてしまふべき事ではないではありませんか（広津 1931: 191）。

この文章のうちで、広津が強調したかった箇所は、「男からお金を貰つたとしたつて……頭ごなしにやつつけてしまふべき事ではない」という表現である。「女が弱い」というのは男側からする観方であって、「女も一人でこの世に生きて行ける」（広津 1931: 192）という自負心がここには

込められている。この文章には、当時の風潮であった男尊女卑に対する批判が明らかに込められていて、社会派としての広津の立場が読み取れる一節である。「女」が社会的弱者として位置づけられ、職業選択の道が狭かった時代にあって、「女給」とは性的魅力を資本として生活手段を獲得する職業である、と広津和郎は語りかけたのであった。

広津の作品に人々が関心を寄せた理由は、カフェとそこで働く女給への関心の高まりが背景にあったにしても、別の要因も絡んでいた。この小説が異常なまでに人気を集めた理由は、作品中に菊池寛と思しき人物が描かれていたからである(図1)。小説のなかで、菊池は脇役として関わったのではなく、体よく広告塔の役割を負わせられてしまった、という表現が適切である。『女給 小夜子の巻』では、小夜子とは実在の人物であるが、それならば誰かという人物探しが興味を引き起こした。それ以上に関心を引き起こしたのは、作品中に文壇の大御所として登場する「吉水薫」とは誰なのかという、人物探しである。その吉水薫と小夜子との関係はどうかという、まるで当て物クイズとして流布されたので、いっそう人々の興味がかきたてられることになった。出版に先立って、『東京朝日新聞』(昭和5年7月11日)は



図1 カフェでくつろぐ菊池寛と思しき人物
出典：広津 1931：208

大々的に宣伝活動をしていて、小説に出てくる著名な作家、「吉水薫」はいささかコケにされた具合に引き合いに出されている。

小夜子は実在の人物だ、と耳敏く聞込んだ文壇人は、夜の銀座を血眼になって右往左往してゐるといひます。吉水薫、子供も知る文壇の大御所、小夜子の言葉を借れば、肥ってガッシリした実業家のやうな恰好の人。／茶の中折を真深く被って、その下からクシャクシャと目鼻立のハッキリしない顔をのぞかせてゐる吉水。／吉水薫が誰であるかはこの物語を一読して直に分るといふ。その吉水の赤裸なこの姿! (『東京朝日新聞』昭和5年7月11日)。

この記事の人物は、明らかに菊池寛である。紹介記事では、血眼になって小夜子を追い求める作家と誇張して書かれていて、中傷されたと意識した菊池寛は激怒する。ただちに菊池は、出版元の婦人公論編集部に抗議し、その抗議文を『婦人公論』に掲載させようとする。出版社は内容の変更はしなかったものの、その抗議文の表題を勝手に「僕と小夜子の関係」と興味本位に変更したため、菊池はさらに怒りを増幅させていく。そして、激情の赴くまま婦人公論社に殴り込みをかけ、菊池は編集主任に暴行したため、さらに問題は複雑化し、双方が告訴合戦を展開するに至る(『東京朝日新聞』昭和5年8月18日)。最終的には広津和郎の仲裁で和解したのだが、大手新聞社がこの出来事を逐次、報道したこともあって全国的な反響を呼び込み、その事態が映画化へと突き進む動きを一挙に後押しすることになった⁴⁾。

「女給」を映画として制作した会社は帝国キネマであり、曾根純三を監督とし、水原玲子が主演となって完成した(図2)。実際に女給をしていた経験を持つ水原ではあったが、映画出演は初めてであった。批評家の採点は決して芳しいものではなく、深みがないとまで酷評されたが(『読売

4) この事件には後日談がある。小夜子との関係は疚しくなかったのに、一方的に脅迫されたり、興味本位に扱われていると菊池寛は非難したのに対して(菊池寛 1991：371-373)、小夜子(本名は山口須磨子)は事実無根だと言い、菊池の悪口に反論する場面もあった(山口須磨子 1930：136-141)。



図2 映画化された『女給』のパフレット

新聞』昭和6年1月20日)、人気作品であったことには間違いがなく、海を越えて上映されていたほどである。満洲・大連の「宝館」では水原玲子主演『女給』が初上映されている『満洲日報』(昭和6年4月1日)。この観覧者は日本人が圧倒的に多かったであろうが、海外での新たな娯楽産業としてのカフェの流行を後押しする一助になったに違いない。京城の中央館でも『女給』が上映されたという記録は残っている(『京城日報』昭和6年4月21日)。さらに、この年の11月には橘屋太郎のレビュー団が大連とともに京城を訪れた際、小説の主人公役の小夜子が一行に加わり、京城の演芸館で新舞踊を披露したと報道されている(『京城日報』昭和6年11月16日)。台湾での上映はやや遅れているといえども、やはり『女給』の上映は行われていた。その当時には台北にも専用の映画劇場、芳の館が建てられていて、そこでの上映である(『台湾日日新聞』昭和8年1月14日)。満洲、朝鮮、台湾に住む人々が、どの程度まで日本での映画を通しての都市文化を理解

できたかは別として、カフェという近代的娯楽の場が現地に浸透していくうえで果たした役割は否定できない。こうした一連の「女給」をめぐる映画化は、昭和史を語る宣伝媒体として人々の心を掴み、カフェや女給の存在は昭和時代を背負う風物誌にまでなっていた。

2) 社会進出か、良妻賢母か

昭和7年の深まりゆく秋の日、『東京日日新聞』は、「女教師・二重生活/市教育界の戦慄」と題する衝撃的なニュースを報道していた。昼間は小学校の教員として勤務しながら、夜はカフェの女給として働き、時として花柳界にも出入りし、客の寝入り込んだすきに金品を奪う行為をしていた嫌疑での逮捕劇であった(『東京日日新聞』昭和7年11月16日)。衝撃的な事件が起こると、本人の生い立ちから犯行動機に至る迄の過去が洗いざらい白日の下に曝け出されることは、よくあることで今回も例外ではなかった。この教員は努力家で、優秀な成績で教員試験に合格して東京の小学校に勤務し、訓導という役職に就いて児童の生活指導を担当していた。有能な教員として評価されていた事実は、貧困に苦しむ生徒に同情し、鉛筆を買い与えるほどの熱血ぶりから窺える。そのうえに、自分の両親には仕送りしていたというから、親孝行ぶりは並たいてい話ではない。だが、そうした負担は経済的にも本人を追い詰め、ゆとりある生活を諦めさせてしまった。この苦境を打開するために、新聞広告で女給の募集を知ると、夜の仕事にも没頭するようになった。そればかりか、金銭欲しさに売春にも手を染めるようになり、ついには寝ている男から財布を盗むことになり、これが事件のあらましである。

一般的見解として、女給職を選択した理由に多くの先行研究は貧困を指摘している。女給を志望した理由について、その職業は収入が多いからと、自身の調査をもとに大林宗嗣は経済的要因を挙げている(大林1983(1932:81))。今回も、親の扶養などの要因が関わっていて、経済的要因を無視できない。しかしながら、この事件は、当事者が教員という身分であり、倫理的責任が問われたということで、特異であった。教育熱心と評価されていた教員だけに、事件に対する周囲の反

撥はきわめて強く、教育関係者ばかりか著名な有識者からも激しい攻撃が加わったため、大手新聞社は特ダネとして報道したのであって、大いに新聞紙上を賑わせることになった。その批判の多くは、反道徳的行為であるとして糾弾する内容が主で（『東京日日新聞』（昭和7年11月18日））、とりわけ、教員が夜の仕事として女給をしていたことに対しては強い非難の声が巻き起こった。この女教員の「二重生活」を「女ギル博士」とまで揶揄する論調がみられたし、はなはだしくは墮落した原因に「丙午生れ」のせいだと、俗信を持ち出して解説する記事も出現した。しかしながら、他方で、この教員は熱心な教育者との評判も高かったため、「いつも優しく先生」と、教え子などから多くの同情が寄せられていた。

新聞紙上で大きな話題を投げかけたこの事件は、女性雑誌も手をこまねているべきではないと考えたのか、『婦人公論』は「女教員の女給問題」と題した特集記事を組んでいる。有識者の見解が述べられたほか、婦人公論社に寄せられた本人からの「詫び状」も紹介され、その動機も「金の為だ」という供述が明るみに出された。他方、「いつも優しく先生」と擁護する生徒たちの嘆願書も掲載されて、事件は複雑な展開をみせることになった。婦人公論社は、公正さの観点に立って編集している印象を読者に抱かせるためであろうか、両サイドの見解に配慮した記事を掲載している。

このような多様な意見が混在するなか、女教員を非道徳的と非難する声は教育者の間から多数、寄せられている。女給という職業をエロス、貞操と関連させ、倫理上許せないと声高に叫んだのは校長であり、「遺憾なことをした」と平身低頭になって自らの監督不行き届を弁明している。このほかにも謝罪発言は多く聞かれる。その多くは金銭の盗みは悪事であると口を揃えて言っているが、本心はむしろ別のところであって、非難の本当の対象は女給との兼業にあったとみてよい。校長と同じく、多くの教育者は女給をみだらな職業と考えていたからである。この風潮とは対照的に、この問題を教員の個人問題にすることなく、社会問題として理解すべきだと主張する識者もまた、一方には存在していた。女性解放運動家とし

て活躍した河崎なつは、女教員の犯行動機の解明が大切だと説いているが、ただしそれ以上の提言はしていない（河崎 1933 : 103-106）。むしろ、この事件の解明に一步踏み込んで解説したのは広津和郎であった。広津は、女給と教員との兼職は悪いものではないと言い、教職を聖職とみなせば、今の教育界でほんとうに聖職者と思っている教員がいるのだろうか、と皮肉を込めて発言している（広津 1933 : 106-109）。

それらにもまして、いっそう激烈な世相批判を展開したのは長谷川如是閑である。如是閑は、現今の家庭と学校は「偽善の世界」と厳しく非難し、結婚や貞操の問題に触れながら家庭生活における男女差別を問題にする。その基底に横たわる思想は、享楽を授受する面で男女の不平等性がある、と指摘することにあつた。男は多方面にわたって享楽の世界へ自由に入り込めるが、女は限定的であつて、わずかに「性的職業女」の世界にしか入り込めない。こうした不公正を是正すべきだというのが、如是閑の主張である（長谷川 1933 : 110-114）。如是閑の政治的立場は、「社会派ジャーナリスト」、あるいは「イギリス流のリベラリスト」と評価されている（田中 1989 : xii）。実際に大阪朝日新聞社の論説委員として多くの評論を残してきた如是閑には、リベラリストの立場から時代の潮流に対して批判的意見を述べてきた実績がある。

如是閑には家族制度や婚姻制度を論じた著作があつて、直接的に女給論を展開したわけではないが、「性欲」を論じた文章に接すると、如是閑の底から滲み出てくるような思想を知ることができる。民衆生活における「背徳、破倫の性交」は「放逸な生活」の結果として起こった、と説く如是閑の文章を参照してみたい。それは、「民衆的退廃」についての通念を引き合いに出した文章である。如是閑は、「頹廢」はむしろ「上層において盛ん」と考えている。例えば、「享楽の最大唯一」として巷で話題になっていた「活動写真（映画）」はどう認識されていたのであろうか。如是閑の見解は厳しい。「この怪しげの芸術品は、人間の教養前の自然心理が欲求している食物のごとくを缶詰にした」もので、「芸術が持っている官能的な職能」を露出したものにすぎない、と

言うのである。「怪しげの芸術品」と言われてしまえば芸術家は立つ瀬がなくなってしまうが、如是閑によれば映画は「ブルジョア文化の所産物」で、「国家や資本家」が製造した「社会的退廃」にすぎない、と断定されてしまう。

同じ論理はカフェに置き換えてもよい。「放逸な生活」に浸っている民衆に対しては、その頹廢の原因、言い換えると「墮落の酵母」は「国家や資本家」そのものに求められてしまう（長谷川 1970: 82-84）。それゆえ、先の女給の「二重生活問題」に焦点を当てはめて考えれば、女給個人の責任を問う前に「墮落の酵母」を探せということになる。ここには社会派と認知された如是閑の立場がある。如是閑の女子教育の一端を探ることで、さらに如是閑の主眼点を明確にさせてみたい。当時の日本では「良妻賢母」の教育が廃れつつあり、同時に教育上の男女差別の撤廃の動きが世界的に拡大している、というのが如是閑の認識であった。しかしながら、現実の社会はすべてが「男子本位」であって、その偏重によって平衡感覚を失っている、言い換えると矛盾が生じていると考えるのである。だからこそ、「女子が自身を取戻す運動が必要」（傍点筆者）という論理に帰結する（長谷川 1920: 109）。こう見てくると、如是閑が「女教員の二重生活問題」での発言の意図がはっきりしてくる。

如是閑は「女性解放の最後の鍵」として「女性の隷属」の問題を提起していたが、女教員は、女の全生活は結婚にあるという「封建思想」を自ら信奉していたことに事件の核があった、と見ている。家族の生活を女一人で支えねばならないという重圧、さらに男には与えられていた享楽の機会が女には制限されていて、生計を維持するためには女給やダンサーに就くしかないという不公平さ、これらが原因であると説くことにあった。言い換えれば、今回の教員のスキャンダルは社会の構造的な問題に帰結されると、説明するのである。「女教員の女給問題」という事件は現実の社会問題に深くかかわっている、と如是閑は力説したのであった。

3 女給、カフェ、社交ダンス

今日ではよく知られた風俗営業という業界の実態が、所轄とする内務省警保局から統計的データとして初めて公表されたのは昭和4年の記録に始まる。そのことはすでに記しておいたが（第1表参照）、ここでさらに詳しく論じておきたい。その時に公開された「警察統計報告」によれば、「警察取締営業者」という分類のなかには「質屋」、「古物商」、「旅人宿」、「下宿」、「木賃宿」、「料理屋」などが属し、さらに「待合茶屋」、「芸妓置屋」、「酌婦」と並んで「カフェー女給」も挙示されている。警保局が所轄する営業、もしくは営業者はこのように多岐にわたるが、その一角をなす女給は、昭和4年12月末日の時点では51,559人が数えられていた（第2表参照）。内務省の調査とともに民間でも、カフェの大規模な調査は大原社会問題研究所によって試みられていて、昭和7年には所長であった大林宗嗣により『女給生活の新研究』として陽の目をみた。その調査は大阪市で、昭和5年4月から6月までの期間、調査用紙を用いて515軒のカフェを対象として行われ、家庭状況、職業歴、生活状況など包括的な内容、さらに毎月の平均月収、客のチップ高、勤務時間、服装費・化粧品金額などにわたっての多方面の質問項目が用意されていた。この

第2表 カフェと女給

年別	カフェー数	女給数	カフェー1に対する女給数
昭和4年	21,806	51,559	2.4
5年	27,532	66,840	2.4
6年	27,041	77,381	2.8
7年	30,598	89,549	2.9
8年	31,919	94,285	2.9

（昭和8年11月末日現在）

この表は第1表と比べて、昭和8年以降の女給数で、数字に違いがある。この違いは、昭和8年以降にはカフェとバーは別個の単位として算出されたことに関わる。

なお、昭和3年以前のカフェ及女給：正式の調査はない。推定では、「大正14年の全国に於けるカフェ約一万、女給二万前後」である。したがって昭和8年11月末日に於けるものと比較するとカフェ数は3倍に、女給数は5倍に増加したことになる。

出典：内務省警保局編 1934：13-14。

調査で明らかにされた重要な点は、美しき女給の「性的魅力」に惹かれて来るが、エロ・グロという言葉が飛び交う昭和のなかで、世間一般で噂されている女給像とは違い、「女給にして同時に密娼行為をなす者は比較的少数」ということであった(大林 1932: 163、152)。

この著作は、さらに重要な視点を与えてくれる。それは女給の社会的位置づけである。大林によれば、「女給は自己の能力と労力を唯一の投下資本としてカフェー業者の企業に参加する一種の小企業家である」(大林 1932: 158)。いささかの注釈を加えてみよう。ほとんどの女給はカフェの経営者から給料をもらうことなく、客のチップで生計をたてている。言い換えると、客へのサービスと交換に現金という収入を得ているのであって、工場で働く労働者とは異質な存在である。工場労働者は、自己の労働力が生み出した利潤のうち、その一部を賃金という名目で受け取るが、女給の労働の対価はこの種の工場労働者とは違う。カフェで提供される飲食物は経営者が購入したのだが、客はその飲食代を経営者に支払うとともに、サービス代をチップとして女給に支払う。これよりして、大林の巧みな表現に従えば、女給は「カフェー業者より提供さるゝ高価な商品を其の場で取引する重要な役割を演じてゐる」ことになる(大林 1932: 159)。こうして大林は、女給を「一種の小企業家」と位置づけた。小企業家としての女給をサービス業者と位置づけた時、それならば、そのサービスの内容の如何が問われることになる。女給との会話には愚痴があらうし、自慢話もあらうし、たわいない時間潰しの会話もあらう。うす暗い空間で客と身体を密着させて談笑することで、性的誘惑の可能性も潜んでいることであろう。実際に、興味本位にそうした光景を印象的に強調して報道するメディアの記事は事欠かない。こうした状況下、警察の風俗紊乱の取締りも厳しく行われるようになっていく。

1) カフェと社交ダンス

昭和初期、大衆に浸透しただけあって、カフェに関しての関心は高まり、また大手メディアもまたその風物詩として頻繁に伝えていたので、人々が寄せる複雑な思いはさらに増幅されていった。カフェに出入りする人々が多くなり、またカフェをめぐる社会的事件が多発するようになると、人々はいつそう注意を引き付けられるようになる。そうしたなかで「女給を食べに来る」人たちの行動が興味本位に報道されるなら、カフェの営業は悪く印象づけられてしまう。エロ・グロという流行語が飛び出した背景には、カフェを遊蕩的歓楽郷とみる考え方の拡散と無関係ではない。この時期、カフェへの学生の出入りが社会的問題になっていた⁵⁾。警視庁関係者はこの事態を由々しきことと認識し、遊蕩気分が学生の心身に及ぼす悪影響が大きいとみて、規制をかけていた。この学生のカフェ出入りと並んで、狭い空間で男女が身体を密着して踊る社交ダンス、さらには女給との店舗外での共同行動、これらの行動が欲情をそそる行為として売買春の嫌疑がかけられ、警察当局は風俗取締りの対象としみなし、カフェの営業に規制をかけていった。

この時期はまた、ダンス専用の歓楽施設として社交ダンスホールが創設され出したことにも特色があった。ダンスホールは営利事業の一環として登場し、ダンスは都市住民の享楽世界と切っても切れない関係に入り込んでいた。そこで、社交ダンスの流行についてみておきたい。1920年代から30年代にかけ、大正デモクラシーのもとで自由なる息吹を感じ、新しい時代に向けて輝きを増していた時代、社交ダンスは新文化を伝えるものとして人々に受け入れ始められていた。社交ダンスとは男女が一組になり、主に女性が先導役としての役割をもって、体を密着させながら音楽のリズムに合わせて踊るダンスである。ダンサーは専門的な職業人であり、ステップを組む相手から報酬を得て生活の糧に活躍していた。ところが、昭和期になると警察は厳しい規制を設け、風俗営業

5) 内務省が学生のカフェへの出入りに神経を尖らせていた事実は、末尾の「附表1」を見れば納得がいく。「俸給生活者」「労働者」とともに「学生」の項目が設定されているからである。新聞では学生のカフェでの暴力事件が多く報道されていて、「勉学に勤しむべし」とされていた学生の行動が、社会問題として話題になる機会が多かったからと思われる。

の観点から取締りを強化していく。ダンサー職とカフェの女給職との兼業禁止など規制を強めていくのだが、それにもかかわらず、ダンス熱は収まらず、ダンスホールは「小さな花園」(永井良和 2004: 662)として存在し続けてきた。

この社交ダンスは大阪には大正期末から登場している。アメリカ帰りの加藤兵次郎が、大阪の繁華街・難波にコテッジという名称のダンスホールを創設し、以後、パウリスタ、ユニオンなどの大手のカフェが次々と舞踏場を併設していき、大阪

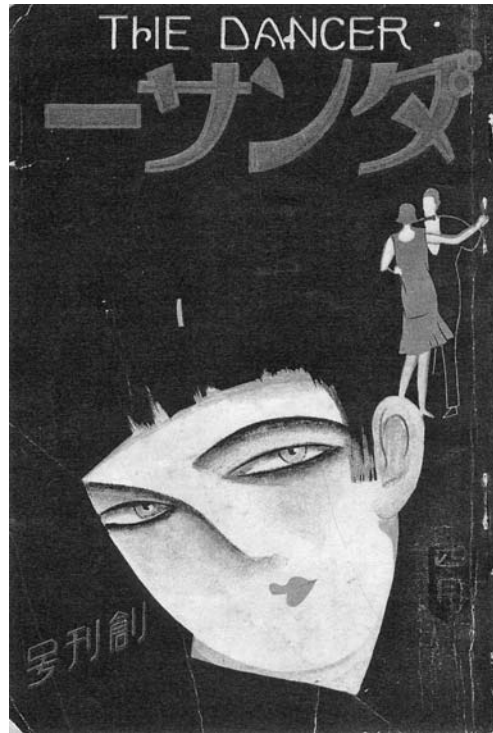


図3 『ダンサー』創刊号(昭和2年4月):表紙と口絵 ダンス会場の光景が伝わってくる。

でのダンス熱の高まりは抑えようがなく広がっていく（玉置 1936 a : 32、〈後、永井良和編 2004 に所収〉）。もっとも、初期段階ではダンスホールという本格的施設はなく、コテージでのダンスは小規模で、「わずか数坪の空間を利用して、二三人の客が、女給相手に踊るに過ぎなかった」（村嶋 1929 a 〈2004 : 374〉）。言い換えれば、当時の社交ダンスはカフェの一隅で行われていた余興の域を越えず、一般人が参加するほどに普及していたとは言えなかった。とはいえ、この社交ダンスに対する広報宣伝がなかったわけではなく、昭和初期には社交ダンス、あるいはそれに関わる雑誌や定期刊行物が多く創刊されていた（図 3、4、5）。この大正末に現れた新参者に対して、好意的に受け入れた人たちもいたし、激しく反発した人たちもいた。例えば大阪で発刊された『ダンサー』（昭和 2 年 4 月 5 日、発刊）には豊富な写真が掲載されていて、愛好者たちを喜ばせていた反面、人々の反応は複雑であった。その気負に満ちた心意気を創刊号の「巻頭言」に見ることができる。

国民道徳とか風紀衛生とかいろいろな方面から今更兎や角言っているのは耳かくし髪を兎や角言った様につまらない。法律やサアベルに遠慮せず流行するものは勝手に流行って留められない（『ダンサー』創刊号、昭和 2 年 4 月 5 日）。

この引用文は、社交ダンスが広まっていく予兆を感じさせるし、さらに広めようとする強い意気込みもうかがわれる。その意図するところは、官憲の圧力には屈しないという固い意思表示であるが、サアベルという冷たい鉄剣にダンスを対比させて語るところに厳しい時代の到来を予知していたと想像されてくる。こうした厳しい状況下でも、編集主任の宇津信義は「発刊に際して」と題した一文を寄せ、刺激的な表現で社交ダンスの将来性に期待を膨らませていた。その一方で、嫌悪感を抱く人に対しては激しい口調での反論を怠らない。カフェや女給が登場した時、「道学者流を振り廻して社会風教の賊」と決めつけた人たち



図 5 大阪社交ダンス倶楽部の紹介

「社交ダンスの家庭化に努むる」という見出し付きが見える。発会メンバーの写真もある。『ダンサー』1 巻 2 号の口絵写真

が、今度もまた「ダンス亡国論」を振りまいて、と批判の手を緩めずに攻撃するのである。「ダンスで亡びる国ならダンスをやらなくても亡びる」と言い放ち、そのうえで皮肉たっぷりに、こうも言う（宇津 1927: 2）。

ダンスが思想善導を第一義として生まれ出たかの如く考えての根本論議が既に間違っている。スポーツは病気を治す病院ではない、ホールは教会堂でも無ければ学校でもない、愉快地遊ぶ所だ、

この引用文、とりわけ「愉快地遊ぶ所」という一文にこそ、社交ダンス擁護論が凝縮されている。「病院」ではなく、「教会堂」でもなく、「学校」でもなく、ダンスは「愉快地遊ぶ所」という言葉に、宇津の激しい闘志がみなぎっている。しかしながら、宇津とはまったく対照的に社交ダンスを非難する有識者もいた。男女が対になり、身体を密着させて踊る社交ダンスほど享樂的な気分に入るものはない、とダンス排撃論も登場してくる。ダンスホールに興じる昭和の時代を「エロ享樂時代」と名付けた森蒼太郎は、おもしろい比喻で風刺している。「色界の猛者」が「はかない夢想」をもって、「沢山の女鳥を射落とさう」とばかりに行く先がダンス・ホールである、と（森 1931: 5、〈永井良和編 2004: 11〉）。もっとも、エロの享樂は男ばかりが求めていたのではなかった。震災直後の帝国ホテルのホールでは、有閑夫人の放縦なまでの社交生活が語られていたことがある。その悪評が世間の白眼視を生んでしまったため、エロが増幅されたと玉置は解説している（玉置 1936 a: 34、〈後、永井良和編 2004〉）に所収）。明治時代、鹿鳴館で繰り広げられていた舞踏会はおおらかな時代の舞台演劇であった、と連想してしまいそうである。

だが、時代は今や昭和である。この「エロの享樂」という概念が巷に拡散することで、社交ダンスは警察の厳しい取り締まりの対象になっていく。警視庁は昭和 3 年 11 月に「庁令第 46 号」として「舞踏場取締規則」を発し、ダンサーの資格条件を厳しく制限していく。その規則の第 7 条においては、社交ダンスへの風当たりの強さを感じ

させる。その条項の一つには、「開設者、舞踏従業者を使用せむとするときは本人に関する左の事項を具し、所轄警察署に願出て許可を受くべし」という項目が書き込まれていた。それは、次の内容を含んでいた（梅津編 1934: 55）。

- 1、本籍、住所、職業、氏名、生年月日及び経歴ノ大要。
- 2、教師、ダンサー又ハ助手等ノ別。
- 3、未成年者ニ在リテハ法定代理人、妻ニ在リテハ夫ノ承諾書。

カフェでの女給が、従来は既婚であっても「夫ノ承諾書」を必要としないのと比べ、ダンスは違っていた。この昭和 3 年の「規則」では、妻が「夫ノ承諾書」を必要とする、と決められていた。ホールでのダンサーは主に女であり、家庭から社会に出て働くダンサーに起こりうる不倫行為を想定し、その防止策の一環として、夫に妻の監視責任を負わせた内容なのであろうか。妻は、まるで未成年者と同等扱いであった。そのほかにも、営業不可を定めた 6 条にも注目が集まる。6 条では、営業を不可とする場合が例示されている（梅津編 1934: 55）。

舞踏場ニシテ宿屋、貸座敷、待合茶屋、其ノ他客ノ来集ヲ目的トスル営業所ト同一建築物内ナルトキ。但シ出入口ヲ異ニシ、且適當ノ壁体又ハ床ヲ以テ遮断セラレタル区画アルトキハ此ノ限りニ在ラス。

この規則に従えば、ダンス場は「待合茶屋」とは両立し得ないこと、あるいはダンスがステージなどの独立した空間で行われれば、ジャズなどの音響に合わせ即興的に踊ることは許可されている。しかし、「客ノ来集ヲ目的」としたカフェで室内空間の床を利用して踊ること、いわばカフェとダンス場との共用は禁止された。多くのカフェはこの「規則」に従い、カフェでのダンスは慎まなければならなくなった。このように警察の取締は昭和になって厳しさを増していくが、ここで考えておく事柄がある。それは、以前から有識者の間では社交ダンスへの抵抗は強かったことであ

る。その抵抗は、ほとんどが守旧的な思考と無縁ではなく、この時代に広まってきた享樂的風潮に対して、守旧的、あるいは国粹主義的立場から投げ出された主張であって、「社交ダンス亡国論」に共振するような現象を生み出していった。宝塚少女歌劇校で教鞭をとったことのある、文筆家の青柳有美は、「社交ダンス亡国論」を唱えていた一人である。激しい言葉を駆使し「享樂論」に非難を浴びせる青柳は、「ソーシャル・ダンス……あれは姦通の変形だ。あんなものが、もっと流行りだしてきたら、大日本も亡国だ」と、断言してはばからない（青柳 1924 : 8）。その発言は、男女の身体的接触はただ淫蕩性を満足させ、「日本の良風美俗」を根本的に破壊するものだという趣旨である。

この種の見解は警察官僚によく見られ、大阪府の警察保安課長として社交ダンス取締の責任者であつた渡正監の発言と同じである。ただ、渡は取締ると同時に、「日本固有の醇風美俗」に「支障なく適応」させる方法を考えていた。ダンス自体は合法的としても、ダンスホールの建築構造に規制を加え、照明を適切に明るさにすること、学生は入場させないこと、カフェの女給はダンサーガールを兼ねないこと、こうしたいくつかの規制を提案したのである（渡 1926 : 13-18）。その後、渡は自説をまとめ、『警察行政の理論と実際』という自著を出版している。それは、警察行政全般にわたつたの見解を示した書籍で、ダンス取締についても詳細に論じている。そのなかで、渡は「兵庫県令舞踏場及舞踏手取締規則」（昭和 4 年 1 月施行）を紹介し、「舞踏手（ダンサー）たらんとする妻は夫の承諾書を必要とする」という一条を自著にも書き込んでいる。「風俗をみだすような言語動作扮装」を禁止する強い措置に賛同していたからである（渡 1929 : 131）。

大阪府もまた、当然のように社交ダンスの禁止に動いていた。昭和 2 年の『大阪毎日新聞』（昭和 2 年 8 月 18 日）には、「ダンスホールの / 撲滅策をどう見る？」と題した記事が掲載されていて、各界の意見が紹介されている。こうした企画には、ダンスホールがいかに風紀上好ましくないかと考えていた大阪府警察当局の苦悩ぶりが潜んでいたことであろう。それによると、河井栄蔵

（弁護士）は、モダン日本の新しい現象として育てるためにもダンスホールは潰してはいけないと提言したが、これに対して品格を落とす来場者がいるので禁止すべきだと言う意見も紹介されている。一方、公娼撲滅運動の指導者の林歌子は、社会風教に悪影響を及ぼすので廃止を強く求めている。こうした世論が形成されていく一方で、カフェとダンスを経営する老舗の遊樂業者はどのような展望を持っていたのであろうか。老舗のカフェ、パウリスタは廃止はないだろうと楽観視していたところ、警察当局の厳しい措置を受けてしまった。その年 12 月、警察当局は、所轄のカフェ、パウリスタを含め、府内のダンスホールの営業禁止措置に踏み切った（『大阪毎日新聞』昭和 2 年 12 月 22 日）。この措置のため多くの業者は痛手を受けてしまう。その後、ダンスホールの再開を求め何度も復活出願が提出していたところ、昭和 4 年 1 月になってやっと大阪で社交ダンスホールの営業が許可された（『大阪朝日新聞』昭和 4 年 1 月 18 日）。その時の条件は厳しく、会員制の組織で、営利目的ではないこと、タキシードなどの礼服を着用するなど細やかな条件を付けての認可であった。

その後の状況も社交ダンスには厳しかった。一時は社交ダンスは再び盛んになる気配をうかがわせるものの、日中戦争を迎えた頃には再び日陰者の存在に突き落されてしまう。日本が戦争へと突き進んでいた昭和 10 年代、社交ダンスは衰退の道を歩み、昭和 13 年には全国のダンスホールが閉鎖される事態に追い込まれた。評論家の伊集院齊にとっては喜ばしかったに違いないが、これは国民の享樂世界の減少を意味していた。伊集院は「腰を抱き合って踊ると云ふ、あのバタ臭い風景」がなくなることに喝采をしていた。社交ダンスは「夷狄のわざ」でしかなかったからである（伊集院 1938 : 182）。

2) カフェと風紀取締

さて、ここからカフェの世界に視点を絞っていききたい。社交ダンスに猥褻的要素があるとして警察の監視対象になった頃、カフェの営業についても社会を揺るがす問題が発生していた。カフェでの営業は社交ダンスの取締と深い関係にある。な

ぜなら、ジャズの音を響かせながら、カフェ内の狭い空間を利用して社交ダンスに興じる男女の群れが出てきたからである。さらには、酔客による暴力沙汰も絶え間なく起こり、風紀が悪くなったと理由をつけて、警察は監視の眼を緩めなかった。輪をかけるように、地域の有力者やインテリ人士の間でもカフェの評判は芳しくなくなった。

昭和4年に生じた大阪での出来事を取り上げてみよう。『大阪朝日新聞』（昭和4年7月16日〈大阪版〉）は、「カフェの痛事」として「あまりの放縦さに / 愈よ恐い目が光る」という見出しの記事を載せている。この記事の発端は、「日を追って放縦に流れて行く」カフェに危惧感を抱いた大阪商工会議所が警察に取締を要請したことに始まる。それは、強い酒の禁止、営業時間の制限、カフェの増設抑制を求めた内容であって、カフェが「犯罪の中心になってい」て、「商工業を毒し、ひいて国家将来の発展を阻害する」という大義名分を掲げての抗議であった（『大阪朝日新聞』（昭和4年7月20日））。この抗議は内務省にも通告され、大きな反響を呼んだ。ジャーナリストとして現場で取材活動をしていて詳しい情報を得ていた村嶋帰之は、この一連の事情に深入りし、「大阪カフェ弾圧史」の一駒として詳しい記述を残している（村嶋1929b〈2004:435-443〉）。大阪商工会議所の抗議に対抗して市内のカフェ業者が反撃に出た戦術は、いささか奇抜であった。盛り場の中心で「大阪商工会議所議員の入場お断り」の看板を立て、カフェ側が強い意思表示で対抗したことを新聞は報道している（『大阪朝日新聞』昭和4年8月1日）、村嶋は両者の確執を見逃さずに記述している。

村嶋の説明を補いつつ、事の顛末に至る経緯をここでも追ってみたい。「カフェ征伐」を掲げる商工会議所に対して、林歌子を中心とした「婦人矯風会大阪支部」が厳しい意見書を提出したことを報道したのは『大阪朝日新聞』（昭和4年7月30日〈大阪版〉）である。婦人矯風会は公娼制度の廃止を目的に結成された団体であって、カフェ取締建議を出した商工会議所議員が芸妓通いをしているのは矛盾している、とその立場から批判したのである。この三者の激しい対立が出揃ったところ、警察の監視が強まるのを警戒したカフェ

側は自発的に改善する方針、例えばジャズやステージダンスなどの余興を休止すること、夜間営業時間の短縮、女給はテーブル一つにつき一人、未成年者の入場禁止、客引きなどの行為を止ること、カフェ組合を結成し自主的に風紀係を置くこと、これらの風紀改善策を打ち出す。これによって事態は収束に向かうが、一方、大阪府警察部長はこの事態を受けて、秩序維持の絶好機と捉え、10月10日付で「カフェー、バー取締ニ関スル件」を発表した（編集復刻版2003:230-231;『大阪朝日新聞』昭和4年10月11日）。

大阪での一連の動静は、実に警視庁の取締方針と軌を一にするものであった。先に紹介したように、9月7日付で警視庁は「カフェーバー等取締ニ関スル件」と題した「取締規則」を全国の警察署に発していたが、まさにその時、大阪では商工会議所とカフェとの間で争闘が起きていたわけである。警視庁の通牒はほぼ同じ表現で府下の警察各署に伝達され、実行に移されていくことになるが、女給側にとっては身近にいて規則の確認ができ、利する点が多かった。第一に、営業時間はこれまでの深夜2時を12時までと制限したこと、あるいは遅刻、早引きなどの名目で女給に課せられていた罰金を徴収しないこと、これらの規則は女給側の歓迎するところであった。

風紀取締に端を発したカフェ騒動は、この時期には様々な矛盾を明るみに出していた。カフェでのジャズの禁止、あるいは社交ダンスの規制など、取締りの規制が強められたが、そのほかにも警視庁はさきの「取締要綱」で、客と同伴外出をしないこと、芸妓類似行為をしないことなどを定めていた。カフェの構造、設備について規則を設け、室内の照明にも拘って、そこからは警視庁の目的が読めてくる。これらの規則の制定は、明らかに遊蕩気分を削ぐことに目的があって、暗い室内では女給との間に性的誘惑が生じると警戒したからにはほかならない。その性的誘惑には、冗談話から始まって、旅行への誘いであったり、極端な場合は「売買春」さえも想定されるであろう。この点を考える時、先に挙げた大原研究所での調査項目に「誘惑された経験」という項目が挙げられていることには、興味が湧く。この研究所の調査は昭和5年4月から3ヶ月間にわたり、大

第3表 警察統計に見る「売淫調査」

a 「女給の売淫に関する調」(昭和8年11月末現在におけるカフェー女給94,285人に就き蜜売淫の調査)

1) 処罰を受けたことのある者	757
2) 処罰を受けた事なきも蜜売買をなす疑ある者	12,320
3) 蜜売買により処罰を受けた事なく且つ蜜売買をなす疑なき者	81,208

第3-a表「女給蜜売淫検挙状況調」

出典：内務省警保局編 1934：116-119

ただし、昭和8年は1月から11月まで。

b 「女給蜜売淫検挙状況調」

	検挙(件)	(%)	処罰(件)	(%)
昭和7年	902		858	
昭和8年	968	1%	898	1%

第3-b表「女給蜜売淫」検挙状況調

出典：内務省警保局編 1934：119-122

ただし、昭和8年は1月から11月まで。％は筆者の挿入で、カフェ女給94,285人に対する四捨五入した時の割合。

阪市内の515軒のカフェ、1,949人の女給を対象にアンケート形式で行っている。家庭状況、学歴、女給になる以前の職業、日常の家計、女給職を選択した理由、さらには来客の態度など、調査項目は各方面に跨っていて、その規模は大きく、かつ包括的であった。その調査で興味を引く項目は、「誘惑された経験」という事項である。

しかしながら、学歴や家族関係などの項目を設定し女給の行動の背後にまで迫ろうとした考察は評価できるにしても、この調査には十分な説得力が欠けていた。例えば、「誘惑」とはどういう状況か具体例が示されていないので、いくら統計的な数値を並べて解説しても説得力には乏しい。女給たちも何をもって「誘惑」か問われても、戸惑ったに違いない。「誘惑された経験」があったにしても、その程度具合は女給個々人の意識の差異によって違いがあろう。何回ほど誘惑されたのか、「回数」を聞かれても記憶の忘却もあろう。こうした不備を感じさせるのだが、それにもかかわらず気に留めておく事柄がある。全被調査者1949人のうち、1,322人(67.86%)が「ナシ」、520人(26.71%)が「不明」と答え、一方で「誘惑された経験」が「あり」と答えた女給は107人(4%)に止まっていたこと、である(大林1932：95)。「ナシ」や「不明」の内実が明確ではないし、「あり」と答えたにしても、その実情が不明なこと一抹のもどかしさを感じさせるので、この報告書の評価は難しい。

だが、確認しておくことは、にもかかわらず「ナシ」や「不明」を合わせると94%で、「誘惑された経験」を持つ女給は4%という数値である。この数値は女給の主観的判断に依存しているし、質問方法が不適切なので信憑性に疑いが持たれ、数値が大きいとみるか、小さいとみるか、判断が難しい。しかし、第3表に見るように、昭和8年の「売淫関係」についての内務省警保局の公式発表では、女給94,285人のうち、「処罰を受けた者」は757人(0.8%)、「蜜売淫の嫌疑」がある女給は13.1%(12,320人)であった(表3a)。他方、同じ報告書には「女給蜜売淫検挙状況調」として検挙の実数が挙げられていて、昭和8年の検挙者は968件(1.0%)、処罰の件数は898件(1%、正確には0.95%)であった(表3b)。表aと表bとの数値の相違は、同一人が複数回にわたって検挙されたと考えるのが順当であろう。「処罰」や「嫌疑」の内実が不明であるにしても、「処罰を受けた者」が1%未満という数値は、何を物語るのだろうか。多いとみるか、少ないとみるか問題があろうが、統計的に処罰者は約1000人のうちの10人未満の割合である。しかも同一人が複数回処罰されていたなら、処罰された実人数はさらに減少する。自己申告に基づいた大原社会問題研究所の事例は、そのままでは信憑性に乏しいのだが、警視庁保安局の公表と比べて多いといえども、まったく逸脱した数値でもない。昭和初期は「エロ・グロ・ナンセンス」という標

語が世情を賑して、事件が起これば新聞は派手に報道するが、大原宗嗣が言うように、世間で一般的に思われているほどには女給は「売女」ではなかったと判断される。

例えば、ここで、女給の眼から見て男の態度を皮肉った木谷絹子の『女給日記』の一節を引用してみよう。木谷によれば、男は単純な生き物のように見えるようだ。曰く、男には「いやに丁寧な口の利き方をすると喜ぶ人」、「コケテッシュに、エロたっぷりにものを云ふと喜ぶ人」、「尊敬するやうに振舞ふと喜ぶ人」がいて（木谷 1930 〈岩見編 2007: 201〉）、この「サーヴィス三ヶ條」を戦術的に使い分けるのが賢い女給になる。この『女給日記』の主人公の女給は、ある日、カフェの常連客、隣保館の竹岡とともに修善寺温泉に出かけ、その温泉での行動を記述している。女給は混浴を拒否、寝室も別室に取ろうとしたところ、同室するつもりでいた竹岡は、木谷の行動に不満を漏らし、いささかの口論になってしまった。その夜の行為については何も語られていなかったが、記述の状況からすれば、性的行為はおそらくなかったように見える。木谷は、その場面を書き留めている。「何ういふ場合でも私達女給は、淑女のやうであり、そして百パーセントのエロでなければならぬ。その上、かうして自分の身を守る必要がある」（木谷 1930 〈岩見編 2007: 162〉）。「淑女」、「エロ」、「保身」、こうした言葉が飛び交う文章であるが、カフェで働く女給は自分なりの戦略をもって身を処しているのだ、と訴えかけているように思える。フェミニストのなかには、女の身体は男によって眼差されるだけの存在と主張する論者は少なくないが、それとは裏はらに、対照的と思えるほどに木谷はエロティック・キャピタルの意味を理解していたようだ。エロスは資本であって、安易に消費してはいけないと自覚していた、に違いない。

4 女給たちのカフェ

たいていの新聞は、読者との窓口を設けていて、将来の進路、家族、性などの悩み事を相談する「投書欄」を開設している。読者の悩みに向き合った記事だけに、それを読むと世相の一端が浮

かび上がってくる。例えば、『東京朝日新聞』の「女性相談」のコーナー（昭和6年7月20日）に、「女給は恥づべきか」と題した質問が掲載されていたことがあった。投稿者は23歳で離婚歴があり、6歳の子を持つ母親で、友達にカフェでの仕事を話したら、「いやしい仕事で、子供の将来にも悪い。そんな仕事をする人とは交際したくない」と言われ、困惑している。今、私はどうすればよいのでしょうか、という内容であった。これに対する回答は、「もう少し堅気の職業」を推奨するという内容であった。カフェの「女給を恥づべき職業」と蔑むことはできないが、「長くそこに居れば社会の信用はだんだん薄くなり」、「良家と再縁の機会を失ひ、行く行くは子供の肩身の狭い思ひをさせることとなります」という内容の返事である。平凡な相談内容とはいえ、ここに世相の一端がはっきりと読み取れる。カフェは遊蕩的な歓楽郷であり、そこで働く女給は世間体をはばかる職業に就いている、と回答者は考えているようである。同じように女給を蔑視するかのような回答も見ることができる。

次の質問を見ておきたい。それは、「数日前から女給か、女中か、女工か、とそんなことを考へさせられますが、……どうしたものかとたゞ一人悩んでゐます」という内容であった。この質問に対しては、「女中がいゝでせう」という回答が寄せられた。「よその家庭へお入りになって、たとひ名は女中でも家庭教師の気持ちで、その家庭の子女の良きお友達におなりになったらいいと思ひます」という返答である（東京朝日新聞社編 1932: 300）。女給は女中には及ばず、家庭教師のような知的存在とはみなされていなかったのである。

女給に対する低い評価は大手新聞社が先導して広めていたからなのか、日本の津々浦々にまで有識者の間にも卑俗な職業という観方が拡散していたようである。その観方を実際に示す例として秋田県からの発言を紹介しておく。昭和初期の秋田には「秋田職業婦人聯盟」が結成されていて、現在で言う「タウン誌」に近い性格の、基本的には啓蒙的な月刊雑誌、『美人の秋田』を発行していた。それによると、秋田市にカフェが開業したのは大正6（1917）年9月であった。だが、当時の

秋田では馴染みがないためか、開店当初はカフェは不評であったと伝えている。その不評を挽回すべく、店内でレコード音楽を流したところ人々は興味を持って来店し、活気を呈するようになったとのことである（石川 1929: 14）。地方都市の苦労話は絶えなかったにしても、それに劣らず地元の有識者たちでさえ、カフェに対する反応は好意的ではなかった。同誌の2巻4号（昭和4年6月）に掲載された特集記事、「私の気に入った料理屋とカフェー」を読むと、地元のエリート層にとってはカフェはどこかよそよそしく、生活の一部に入り込んだものではなく、外来種として馴染めなかった様子が分かる。この特集記事は地方新聞社などの要職に就いている12人を選んで聞き書きしたもので、簡単な質問で得られた結果の報告である。聞きただした項目は、①あなたが今まで御立寄なされた中で最も気に入った料理屋或ひカフェーは秋田のどこか、②その理由はなにか、という内容であった。この回答者には、秋田県を代表するジャーナリスト、秋田魁新報社の以下の5人が含まれていて、地方都市の有識者がカフェをいかに考えていたのか、参考になる（筆者不明 b 1929: 8-9）。いったい、昭和の初期、地方都市の名士は近代的なカフェについて、どのような意識を持っていたのであろうか、考えてみたい。

安藤和風「カフェーには一切、足を入れたことありませんから御回答致し兼ねる事を遺憾に存じます。」

皆川哲雄「カフェーの経験は私には絶対にありません。それほど無粋な野暮者です。」

洞城利喜「何処も気に入った所はありません。」「我々の様な貧乏者が行くと不親切だからです。」

小松宗司「正直なところ僕の様なもの但凡ゆる意味からしてもてないからだろう。」

安達一郎「料理屋カフェーとも見当たりません。」「女がゐますから。」

この5人が秋田の名士を代表しているのではないとしても、地方都市のエリート、カフェについての認識を知るうえで意義がある。結論を言うと、カフェという近代の都市文化が浸潤しつつな

かであって、地方都市の文士たちの態度は守旧的であった、ということである。しかしながら、カフェ、もしくは女給に対する評価が低いのは青森県だけではなく、卑俗な職業と観る人士は大都市でも決して少なくはなかったはずである。女性雑誌、『婦女界』（43-3, 1931）が特集した「職業婦人の結婚成功記・失敗記」を読むと、当時の一般的な家庭でも女給を卑しめる話は聞くことができる。ある女給の語る悲哀話に耳を傾けてみよう。それは、女給をしていた過去の経歴がふとしたことで暴露されてしまい、結婚話が破談にされた話である。本人は女給を卑しい職業と思って経歴を隠していたし、周囲も「色を売る様な商売」、すなわち「売女」と考える風潮が濃厚であったため、発覚するや「家の名誉」のために破局に至った語りである（平山 1931: 134-138）。社会的にも女給が「醜業」とみなされたばかりか、本人自身さえも醜業と思い込んでいた社会風潮が招いた結果である。

いささか飛躍するようだが、関連することだから昭和の世相を彩ったモダンガールに触れておきたい。若き時代の大家にモダン・ガールを論じたエッセイがある。大家は、そのモダンガールが跋扈していた風習には批判的である。確かに一面では、「因習的な婦人道德や、男女関係や、生活様式を思ひきって破壊した」ことにその存在理由を求めている。しかし一方で、「徹頭徹尾消費的で、生産的なところは少しもない」とまで酷評している。巷を闊歩するモダンガールは、あたかも近代の消費文明の「マネキン的存在」でしかない、と言うのである（大宅 1929: 245-248）。こうした風潮を捉えて、とりわけ進歩的な知識人こそはモダンガールの登場を資本主義の退廃的現象と見ていた、と結論づけたのはバーバラ・佐藤であった（佐藤 1991: 23, 佐藤 2008）

話はモダンガールだけに留まらない。資本主義の退廃現象を指摘する風潮は、カフェの存在にまで刃を向けていて、職種や思想・信条、政治的立場を越えて広がっていたのを認めることができる。例えば、社会主義者の荒畑寒村である。荒畑はカフェにほとんど行ったことはないと言い、そこは「小ブルジョアの遁所」と決めつけ、「女給を中心とする一種の遊び場所」なのであって、

「馬鹿らしい極み」とまで言い放っていた（荒畑 1928: 115）。山川菊栄は女性が職業を身につけて社会に進出するのに賛成の立場であるが、カフェのような「いはゆるモダンがかりの都会情緒には一向趣味がない」と素っ気ない（山川 1928: 107）。

女給を道徳的に劣るとして糾弾した世間一般の風潮と、モダンガールに対して風俗を害するとして嫌悪した都会の知識人の態度とは、さして変わらない。しかしながら、世間からする女給への眼差し、また女給自身の職業意識は決して一様ではなく、すべてが醜業観に囚われながら生活していたわけではない。世間から卑賤な職種と見られる風潮に対して、抗議する女給の存在も見逃してはいけぬ。『婦人公論』（昭和4年10月号）は面白い試みを記事にしている。「妻のカフェ見学」と題した記事には、カフェの魅力を探るべく銀座を訪問した主婦たちの印象記が掲載されていて、そのうちの一人は「聞いたほど恐ろしい処ではなかった」と感想をもらし、一日の仕事から「解放された後の気分転換」に浸っている夫たちに同情的だったりする（今井 1929: 93）。概して婦人公論社が試みた妻たちのカフェ見学は、女給に対して好意的であった。ささきふさ（1929: 99-101）もまた、女給は「封建的約束」に縛られず、男たちも「自由な、対等な、そして清新な女性」との「社交感」を求め集まって来た、と納得してしまっている。

これと対抗するかのように似た企画を主婦之の友社も試みていて、山田わかを隊長に、井出ひろ子、麻生なつ子の三人が「カフェ突撃挺身隊」を組織し、銀座のカフェに出撃する。その見聞記は『主婦之友』（19-12: 272-136）にまとめられている。山田わかは母性保護の運動家であり、良妻賢母を説いていた著名な評論家であって、家庭こそが社会生活の根本であるという信念を持っていたので（山田 1919（1986））、男たちがカフェで時間を費やすことに苦々しく思っていた。当然、カフェや女給に対する評価は低い。カフェの女給は「男の本能をそゝるやうに出来てゐる」存在でしか考えないので、容易に、こう結論づけてしまう。すなわち、「カフェやバーは社会の黴菌」である、と。その発言に続いて、山田は「家庭を

持ちながら、こんな場所でなければ慰安を求められないなんて、全く不健全な、情けない人間ですよ」（山田 1935: 134）とまで言い放つ。良妻賢母の思想の持主の山田わかには男たちに厳しい批判を向けるが、では女給たちにカフェの仕事を止め、家庭に戻れと言っているのであろうか。いや、そうではなく、カフェを「社会の黴菌」と言うほどであるから、女給という職業そのものも眼中になかったはずである。

ささきふさと山田わかの見解は、傍から見れば正反対である。けれども、女給本人の感情を代弁する気持ちなど二人には初めからなかったようで、自己の政治的主張を言い合っているかのような印象を与えている。雑誌社が企画した試みも、現場では自己の考えを裏付ける光景だけを見て、満足していれば、それでよかった。では立場を変えて、実際に経験した女給にとっては、この都会の享楽の世界はどう映ったのであろうか。

橋本百合子と名乗る女給経験者が必死になって語った「言い分」を聞くと、生活力のたくましさを感じさせる。橋本は、まず第一に女給になった理由は貧困のためと語り、「無学無芸の私達は、この貧しさを助けるために、割合ひに女の職業としては、収入のある早道の女給」を選んだと述べた後、店内でのサービスの状況を説明する。女給の収入は主に来客の出したチップに依存しているので、稼ぎは来客次第である。それだから、稼ぎ高は不安定で、「サービスしてゆくのは並大抵ではない」と訴える。客の隣でお世辞を言う時でも、一見して媚を売っているかのように見えても、客の言動に合わせて冷静に対応していることを強調する。ここから橋本の主張が強さを増していく。愚痴を聞いて「心の内での笑ひをかみしめて、馬鹿々々しくとりすまして聞いてゐるので。馬鹿になったり、白ばくれたり、してゐなければならない商売」（橋本 1930: 208-209）と語る橋本は、強い精神の持ち主なのであろうか、それとも巧みな演技者なのであろうか。女給とは生計を得るための職業の一つであり、来客の態度に合わせて作戦をたて、というよりも来客を手玉にとって、より多くの収益を勝ち取ろうとする戦術にたけたサービス業者なのかも知れない。

この橋本の態度は、明治36（1903）年に門司

で生まれた林芙美子に通じるところがある。幼い時分から両親の行商に伴って各地を転々として暮らしてきた林は、長じていくつかの職に携わりながらも作家活動に励んできた。その暮らしのなかで生まれたのが、自己の体験を日記風につづった『放浪記』である。日記体で書かれた『放浪記』には、正確な日時は不明ではあるが、ある時期には新宿のカフェで女給として働いていた時の話が書かれている。相当に気性の激しかった林が、「男に食わしてもらう事は、泥を噛んでいるよりも辛い」（林 1979: 60）と思ってカフェ勤めをするのだが、そうには長続きはしない。様々な客に出会い、なかには「十五銭で接吻しておくれよ」と迫られ、「男と云う男はみなくだらないじゃないの」と絶叫したこともある（林 1979: 69）。「カフェに勤めるようになると、男に抱いていたイリュージョンが夢のように消えてしまって、皆一山いくらが品がさがってみえる」こともあった（林 1979: 150）。男に抱いていた「イリュージョン」とは、おそらく南天堂に通い続けていた若き日々を回顧してのことだろう。

東京、本郷にあった南天堂は一階が書店、二階が喫茶兼レストランであって、時を忘れて社会時評を戦わす文士たちの居場所であった。林芙美子はしばしばこの店を訪れ、アナキストの辻潤らとの会話を楽しんでいた。南天堂の経営者は松岡虎王麿といい、二階に来る客人を懇切に世話を焼いて、そのうちの一人に林芙美子がいた。寺島珠雄の大作、『南天堂』には、松岡虎王麿が林と会った時の様子が印象的に書かれている。その日暮らしの貧乏生活をおくって、それでも大酒飲みであった林が酔っぱらって来て、「五十銭くれ、キス一回させてやるから」と管を巻いていたことを寺島は紹介している（寺島 1999: 205）。先の女給時代の話の逆手に取って、まるで攻守所を変えて、というよりも対面する男の品定めをしながら接待していたことを窺わせる話である。

とはいうものの、林芙美子はカフェでの酔客に対して譲れない一線は確保していた。次は『放浪記』の一節である。「私のいやな男が又やって来る。えてして芝居もどきな恰好で、女を何とかしようと云うものに、ろくなのはいない。こんなお上品な男の前では、大口をあけて、何かムシャム

シャ食べているに限ります」（林 1979: 298）。多数の酔客を相手にしていた林芙美子は、相手ごとに戦術を変えて接客業務をしていたようだ。この接待術は幼少時の生活体験からくるものであったし、長じてもカフェとは切っても切れない関係を築き上げていった。上京に際して、最初に就いた職は女給であって、女給という職業とは適合性があったようである。一時期、林とともに女給をしていた平林たい子は、こう証言している。林芙美子は「美人ではないけれども一流の才能を持っていた。ひとに接する時には声がよく、暗さがみじんもなく、たのしい音楽のようなものにみたされて、相手まで明るくする。彼女が好んで女給になったのはそういう性格にもよった」と（平林 1979: 30）。続けて、平林たい子は林をこう評価する。「女給としての彼女は美声と陽性で、他の美しい同僚の人気を必ず奪った。女給をしているときの彼女はのびのびとして、話のわかるおもしろい娘だった」（平林 1979: 34）。美人でもなく、肉体派でもなく、それでいて男を引き付ける能力の持ち主、その能力を資本として、すなわち「エロティック・キャピタル」（ハキム、キャサリン〈田口訳〉2012）を具えた林芙美子が、昭和初期には登場していたのである。

村嶋帰之が観察した道頓堀の女給も気位の高い存在であった。村嶋帰之が観察した道頓堀の女給も気位の高い存在であった。村嶋には『カフェ考現学』という著作もあり、そのなかで「カフェーは刺激の凝固である。（中略）女給はカフェー、バーの女王である」と声高に言い放っている（村嶋 1931 a 〈2004: 40〉）。これ以外にも、村嶋には『カフェー時代』（昭和6年、アポロ社）という名著がある。村嶋の正義感が社会の底辺に埋もれていた女給の姿を活写した著作である。内容的には冒頭で引用した『歓楽の王宮 カフェー』と重複する内容が少なくないと言えるが、新たな知見も加わっている。チップをはずむ際、女給を玩弄品扱いした男に義憤を感じる村島の文章を読んでいると、村島の強い正義感が伝わってくる。だからといって村島は、チップをお布施と思う女給の弱さも知らなかったわけではない。村嶋は多くの女給の生態を熟知していた。そのうえで、女給について印象的に記した次の文章を読む時、村島の眼

には新しい世界が飛び込んできたようだ(村嶋 1931 b: 185-186)。

一昔前までの料理屋奉公は「煮売屋奉公」ともいって、世人はこれを一種の軽蔑の目を以て見た。料理屋の奉公人は軽蔑されていたが、今日では「女給に出てゐる」といふ事が、それほど恥辱ではなく、令嬢の如き美装で長屋に帰って来る彼女の姿を見た人は却って、羨望の眼を以て彼女を迎へるほどである。時代は変わったのだ。

昭和の初め、カフェが淫蕩の巢窟のように見られ、そこで働く女給も蔑視されていたことは確かである。おそらくは警察官僚、あるいはインテリ人士もまた、同じ感情を持ち合わせていたことであろう。だが、村嶋には女給は別の姿に見えていた。この論文の冒頭の部分で、人々がカフェに通うのは、そこの料理を食べるためではなく、女給との「恋愛気分」を味わうためで、カフェとは「女給を食べに行くところ」と比喩的に表現した村嶋の言葉を取り上げておいた。羨望の眼で見られていたという、この村嶋の観察は谷沢永一によって裏付けられている。村嶋が記述した状況は、「私が育った昭和十年代前後の大阪の下町において、ほぼその通りだったと記憶している」と谷沢は村嶋を援護射撃する発言をしている(谷沢 1975: 75)。それほどに、人々の眼に女給は憧れの的と映っていた。村嶋に閃いた女給の印象は新鮮であった。女給は輝いていたのである。

引用文献

- 青柳有美 1924 「社交ダンス亡国論」『歌劇』51: 8-10。
 荒畑寒村 1928 「小ブルジョアの遁所」『経済往来』3-7: 115-117。
 飯島三安 1929 「カフェーの取締と其改善に就いて」『保護時報』13-11、370-40。
 石川文四郎 1929 「その頃を語る：カフェー石川の今昔」『美人の秋田』2-4: 14。
 伊集院齋 1938 「ダンスと醇風美俗」『中央公論』、53-2: 182-189。
 今井邦子 1929 「カフェ見学の一夜」『婦人公論』14-10: 91-93。
 入口愛 2003 「広津和郎〈女給〉論：文学模索期に於ける曙光」『愛知教育大学大学院国語研究』11: 43-57。
 宇津信義 1927 「発刊に際して」『ダンサー』創刊号: 2-3。
 梅津勝男編 1934 『著作出版 音楽・舞踏 法規』、東京：敬文館。
 大林宗嗣 1932 『女給生活の新研究』(高野博士還暦祝賀記念叢書 11 卷)、東京：巖松堂、(後、五味百合子監修 1983 『近代婦人問題名著全集』第 3 卷、東京：日本図書センター、所収)。
 大宅壮一 1929 「百パーセント・モガ」、『中央公論』44 年 10 月号: 245-248。
 河崎なつ 1933 「彼女をここに至らしむるもの」『婦人公論』、昭和 8 年 1 月新年特別号: 103-106。
 菊池寛 1930 「僕と〈小夜子〉の関係」『婦人公論』昭和 5 年 9 月号、(菊池寛 1991 『菊池寛全集』補完第二、国分寺市：武蔵野書房)。
 木谷絹子 1930 『女給日記』、金星堂、(岩見照代編 2007 『女性に描かれ方に見るセクシュアリティ 1 (近代日本のセクシュアリティ 11)』)。
 倉松らく 1929 「妻より女給への抗議：松平かほる氏の一文を讀みて」『婦人公論』14-10: 64-65。
 建築設備研究会出版部 1936 『建築と設備 現行法令全書』、建築設備研究会。
 ささきふさ 1929 「私の内部の男性観」『主婦の友』、14-10: 99-101。
 サトウハチロー 1931 「警視總監に與ふるの書」『文学時代』3-4: 80-87。
 佐藤・バーバラ 1991 「モダンガールの登場と知識人」『歴史評論』491: 18-26。
 ————— 2008 「大衆女性雑誌における競合的消費主義」、竹村民郎・鈴木貞美編『関西モダニズム再考』、pp.154-183、京都：思文閣。
 すみ江 1931 「女給をして子供を育てる片親の悩み」『婦女界』1931 年 3 月: p.167-171。
 田中浩 1989 『長谷川如是閑研究序説』、東京：未来社。
 谷沢永一 1975 「エロ・グロ・ナンセンス：“カフェ時代”、梅原北明など」『国文学：解釈と教材の研究』20-9: 74-79。
 玉置眞吉 1936 a 「社交ダンス十年の想ひ出(二、震災直後)」、(後、永井良和編 2004) に所収)。
 寺島珠雄 1999 『南天堂：松岡虎王磨の大正・昭和』、皓星社。
 東京朝日新聞社編 1932 『女性相談』、東京：木村書房。
 内務省警保局編 1930-1941 『警察統計報告』(第 5 回-18 回)、(復刻版：東京：日本図書センター、1993 年-1994 年)。

- 内務省警保局編 1934『カフェーと女給』、東京：内務省警保局（ガリ版刷り、非売品）。
- 中程昌徳 1994『〈解説〉広津和郎 さまよえる琉球人』、東京：同時代社。
- 永井良和 2004「エッセイ・解題・関連年表・参考文献」、永井良和編 2004『ダンスホール』（コレクション・モダン都市文化 04）、東京：ゆまに書房。
- 永井良和編 2004『ダンスホール』（コレクション・モダン都市文化 04）、東京：ゆまに書房。
- ハキム、キャサリン（田口味和訳） 2012『エロティック・キャピタル：すべてが手に入る自分磨き』、東京：共同通信社。
- 橋本百合子 1930「女給としての私の言ひ分」『婦女界』 1930年9月号：207-209。
- 長谷川如是閑 1920「女子の社会化と女子教育」『我等』 2-10：107-110。
- 1933「家庭と学校の嘘」『婦人公論』、昭和8年1月新年特別号：110-114。
- 1970『長谷川如是閑選集』第3巻、東京：栗田出版会。
- 林芙美子 1979『放浪記』東京：新潮社。
- 平林たい子 1979『平林たい子全集』10、東京：潮出版社。
- 平山百合子 1931「女給なるが故に離婚になった私」『婦女界』 43-3、1931：134-138。
- 広津和郎 1926「さまよえる琉球人」『中央公論』 1926年3月号、東京：中央公論社。
- 1931『女給・小夜子の巻』、東京：中央公論社。
- 1932『女給君代』、東京：中央公論社。
- 1933「背景に罪なきか」『婦人公論』、昭和8年1月新年特別号：106-109。
- 松平かほる「ある女性から奥様達へ」『婦人公論』 14-9：46-49。
- マルヤマツルキチ（丸山鶴吉） 1931「佐藤八郎君に御返しする書」『文学時代』 3-5：146-151。
- 村嶋婦之 1929 a『歓楽の王宮 カフェー』、（津金沢聡
広・土屋礼子 2004、『村嶋婦之著作集 1』）、東京：柏書房、所収）。
- 1929 b「大阪カフェー弾圧史」『中央公論』 44-12：176-187、（津金沢聡広・土屋礼子 2004、『村嶋婦之著作集 1』）、東京：柏書房、所収）。
- 1931 a『カフェー考現学』、（津金沢聡広・土屋礼子 2004、『村嶋婦之著作集 1』）、東京：柏書房、所収）。
- 1931 b『カフェー時代』、東京：アポロ社。
- 森蒼太郎 1932『ダンスホール エロ享楽時代』、東京：日昭館書店、（永井良和編 2004『ダンスホール』（コレクション・モダン都市文化 04）、東京：ゆまに書房、所収）。
- 山川菊栄 1928「家庭中心に対する破壊力」『経済往来』 3-7：105-107。
- 山口須磨子 1930「〈小夜子〉の見た菊池寛：所謂〈女給〉事件の真相」『犯罪科学』 1-5：136-141。
- 山田わか 1919（1986）『女・人・母』、東京：森江書院、（後、『叢書 青鞥の女たち』、第13巻、1986年、東京：不二出版、に所収）。
- 山田わか・井出ひろこ、麻生なつ子 1935「奥様方のカフェー突撃挺身隊」『主婦の友』 19-12：124-136。
- 脇哲 1971「“女給ブーム”の広津和郎」『北方文芸』 4-6：92-95。
- 脇哲編 1970『物語薄野百年史』、札幌：すすきのタイムス社。
- 渡正監 1926「ダンス取締に関する研究」『警察協会雑誌』 311：13-18。
- 1929『警察行政の理論と実践』、東京：警察新報社。
- 編集復刻版 2003『売買春問題資料集成 [戦前編]』、第18巻：230-231、東京：不二出版。
- 筆者不明 a 1929「各都市のカフェー取締」『廓清』 19-11：38-39。
- 筆者不明 b 1929「私の気に入った料理屋とカフェー：どんな理由で秋田のどこを選ぶか」『美人の秋田』 2-4：8-9。

附表1 内務省警保局による「カフェー、喫茶店客筋調べ」

1、一流と認むるカフェー

	俸給生活者		労働者		学生 中等学校 専門学校以上		接客 業婦	上記各項 以外ノ者		其ノ他	計	
	男	女	男	女	男/女	男/女		男	女		男/女	男
東京	130	-	-	-	-/-	20/-	-	-	-	100/-	250	-
大阪	236	-	15	1	-/-	3/-	30	-	12	220/-	474	44(ママ)
他府県											4,888	
合計	2,495	73	621	5	167/21	243/6	210	-	71	1,362/14		400
平均	53	2	13	-	4/-	5/-	4	-	2	29/-	104	8

2、普通と認むるカフェー

	俸給生活者		労働者		学生 中等学校 専門学校以上		接客 業婦	其ノ他	計	
	男	女	男	女	男/女	男/女			男	女
東京	15	-	-	-	-/-	5/-	-	-/-	20	-
大阪	27	-	11	-	-/-	2/-	-	12/-	52	-
他府県										
合計	1,480	38	1,074	7	155/2	164/1	107	836/61	3,709	216
平均	31	1	23/-	-	3/-	4/-	2	18/1	79	4

3、小さきものと認むるカフェー

	俸給生活者		労働者		学生 中等学校 専門学校以上		接客 業婦	其ノ他	計	
	男	女	男	女	男/女	男/女			男	女
東京	1	-	2	-	1/-	-/-	-	1/-	5	-
大阪	1	-	3	-	-/-	1/-	-	2/-	7	-
他府県						9				
合計	506	5	733	4	33/2	/-	22	382/27	1,663	60
平均	11	-	15	-	1/-	-/-	-	8/1	35	1

出典：内務省警保局編 1934：122-133。

内務省警保局はカフェの客筋について、独自の調査結果を公表している。警保局は、カフェを規模に応じて三分類し、それぞれの客層と利用者人数を把握していた。客層は、「俸給生活者」、「労働者」、「学生」などで、男女別の数値が示された。原典では、都道府県ごとに集計されているが、この表では東京と大阪のみを紹介し、他の道府県は省略している。なお、新聞などでは学生のカフェ内の狼藉事件が頻繁に報道されているが、統計的には利用者は多いわけではない。

Brilliant Activities of *Jyokyu* in the Showa Era: A History of an Iconic Café in Modern Japan (2)

ABSTRACT

This study describes the activities of *jyokyu* (café waitress) in the era of Showa. The theme analyzes the performances by *jyokyus* who were generally looked down upon for their humble position due to their sexuality. This study also discusses the government policies that regulated their erotic performances because their behavior was regarded as a corruption of public morals.

The main contents of this paper are as follows,

- 1) Outlines of cafés in the Showa Era.
- 2) Cafés as social phenomena.
 - a) An analysis of *Jokyu: A Story of Sayoko*, a famous novel written by Kazuo Hirotsu.
 - b) Rethinking social topics reported by newspapers.
 - c) The problems of carrier women.
- 3) The relationship between cafés and dance halls.
 - a) Social dances as a modernist style in the Showa fashion.
 - b) *Jyokyu*: sex workers or carrier women?

Key Words: *jyokyu* (café waitress), café, the Showa era, eros, carrier women, social dance